



仙台弁護士会
Sendai Bar Association

憲法違反の安全保障法制の強行採決
忘れない・忘れさせない

第3回

弁護士による憲法連続市民講座 2016

侵される表現の自由

～言論弾圧・特定秘密保護法施行を踏まえて～

- 日時：2016年3月28日(月)18時開会(17時30分開場)
場所：仙台弁護士会館 4階大会議室
講師：竹中大輔弁護士・宇部雄介弁護士
テーマ：民主主義社会を蝕む表現の自由の危機
秘密保護法の問題点

参加費：無料(事前申込不要)

表現の自由、知る権利は、私たちが政治的な決定をするために不可欠の権利であり、民主政治にとって重大な意味をもちます。この表現の自由が、今、危機にあります。特定秘密保護法の施行により、政治的な判断をするための材料が私たちの耳に入っていないといった問題、政府が報道機関に圧力をかけて、「政治的な中立」の名のもとに事実上の言論統制を行ない、時の政府に都合の悪い意見がマスメディアに登場しない、といったことが現実になろうとしています。このことは、安全保障法制とも密接な関係があります。

今シリーズの3回目(憲法連続市民講座としては通算38回目)は、表現の自由の今について、2名の若手弁護士が小気味よく語ります。



主催 仙台弁護士会

お問い合わせ先：仙台弁護士会

TEL 022-223-1001

仙台市青葉区一番町2丁目9-18

どなたでもお気軽にご参加ください！